

臨時福祉給付金のご案内

平成26年度の市町村民税(均等割)が課税されない方は臨時福祉給付金の給付対象者となる可能性があります。

1

臨時福祉給付金とは？

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的な措置として、臨時福祉給付金を支給する予定です。

2

給付対象者

平成26年度市町村民税(均等割)が課税されない方が対象です。
ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合
生活保護制度の被保護者となっている場合 などは対象外です。

3

給付額

- 給付対象者1人につき **1万円**
- 給付対象者の中で下記に該当する方は **5千円** を加算
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

問 臨時福祉給付金の受取り方法は？

答

具体的な申請の受付時期・手続き等については、決まり次第お知らせする予定ですが、給付対象になるかどうかの判定は、2月17日(月)から始まる申告を行っている必要があります。(被扶養者の方は、扶養者が申告を行っていれば必要ありません。)

忘れずに申告を済ませてください。

※6ページの申告日程表をご参照ください。

問 市役所から申告書が送られてこない場合どうすればよいか？

答

毎年、前年度の申告内容を基に申告が必要だと思われる方に申告書を発送していますが、どうしても全員に届かない場合もあります。申告期間中は、申告会場及び税務課にて申告書を準備しておりますので、市役所までお越しいただき申告を済ませていただくようお願いします。

臨時福祉給付金に関する問合せ：福祉総務課 ☎893-4411 内線371
申告に関する問合せ：税務課 ☎893-4411 内線225~228